

不法投棄パトロール業務委託仕様書

本仕様書は、大崎町が委託する令和7年度大崎町不法投棄パトロール業務委託に適用する。

1 目的

本業務は、大崎町全域において、廃棄物及び残土等不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を早期に発見し行為者及び排出事業者等を特定し、投棄物の撤去等、行政指導の円滑化を図るものとする。

2 業務実施場所

業務実施場所は、大崎町全域とする。

3 実施回数

監視及びパトロールの実施回数は、原則として週3日以上実施する。
実施期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 実施時間

昼夜間において発注者の指示する時間に実施することとし、1回当たりの所定業務時間は、原則として5時間とする。

ただし、状況によって所定時間を変更する場合がある。

5 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄の回収
- (2) 不法投棄場所の巡回・監視
- (3) その他、大崎町が指示するもの

6 実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、不法投棄パトロール業務指示書(様式1)により、監視調査の実施場所、日時及び調査項目等を指示する。
ただし、急を要する場合は、指示書を省略することがある。
- (2) 監視業務は、原則として監視業務担当者1名にて運用する。
- (3) 監視は、車両で指定場所等の巡回監視を行う。
- (4) 不法投棄を発見した場合は、次の業務を行う。
 - ア 現場の位置及び状況、投棄物の種類等を記録する。
 - イ 投棄者等が使用した車両ナンバー、車種、色、及び車両に記載された会社名を記録し、行為者及び排出事業者等の原因者を特定する。
 - ウ 事前に指定された部署へ通報及び連絡をとる。
 - エ 投棄されている廃棄物を回収を行う。
 - オ その他 大崎町が指示するもの。

7 業務報告

- (1) 監視パトロール業務日報(様式2)を作成し、実施日の翌日中に提出する。
なお、翌日が休日の場合は、翌週の最初の平日に提出する。
- (2) 監視パトロール業務月報(様式3)を作成し、翌月の10日までに提出する。
- (3) 上記報告は受託者の任意様式により作成し、提出することができる。

8 受託者の負担

本業務上必要とする人件費、車両、機材等の維持管理費は、受注者の負担とする。

9 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た情報について他に漏らしてはならない。

10 諸法令の遵守

受注者は、諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用・運用は、受注者の責任と費用負担において行うこととする。

11 その他

本仕様書に定めがない事項については、発注者、受注者協議のうえ決定する。
また予算が成立しない場合には実施しない。